

# 国民年金

20歳になったら

国民年金の加入の手続きをしましょう！

若者にも無縁ではない公的年金

「年金」という言葉を耳にしても、若いときは保険料を納めるだけで、高齢者になったとき初めてかわりがあるように考えられがちですが、若いときにも意外とかわりが深いものなのです。

公的年金は、自分の老後の支えになるだけでなく、それ以前に自分の親の老後を経済的に支えることとなります。一家の働き手が不幸にして亡くなったときには、遺族年金が支給されますし、思わぬ事故や病気がもとで障害が残ったときには、若い人にも障害年金が支給されます。




公的年金の基本理念である「世代と世代の支え合い」の意味をしっかりと認識して、公的年金制度に対する積極的な理解と参加に努めることが大切です。

## 重要

公的年金は、自動的に加入できるものではありませんので、加入手続きが必要です。保険料は20歳から60歳になるまで40年間納めます。

手続きをしても保険料を納めないと年金を受け取る資格がありません。

## 被保険者の種類は3種類

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
あなたは 何号？	学生、自営業者、農林漁業者、無職などの人とその配偶者 	厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などの人 	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 
加入 届出先	住民課国民年金係の窓口で加入手続きをします。	勤務先で加入手続きをします。	配偶者の勤務先で加入手続きをします。
保険料の 納め方	国（社会保険事務所）から送付される納付書で納めます。	厚生年金保険料・共済組合掛金として給料から天引きされます。それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。	配偶者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担します。個人で保険料を納める必要はありません。

「社会保険料（国民年金保険料）

控除証明書」が発行されます

国民年金の保険料は全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。控除が受けられるのは、平成19年1月から平成19年12月までに納めた、国民年金保険料全額が対象になります。また、ご自分の保険料だけでなく、ご家族の保険料を納めた場合も含まれます。

このため、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した、控除証明書（ハガキ）が送付されます。

確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまでに大切に保管してください。

19年11月又は

2月上旬に送付されます

11月上旬に送付された人

1月1日から9月30日までの間に、保険料の納付があった人。

2月上旬に送付される人

10月1日から12月31日までの間に、初めて保険料の納付があった人。

お問い合わせ先は、専用コールセンター

(☎0570(00)9911)

又は社会保険事務所まで。

▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎028(622)4222

保険課 国保年金係

☎9134

▼問い合わせ先  
保険課 国保年金係 ☎9134